

# 川俣事務所 かわら版 No.117 (2025.11)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英  
足立区関原3-26-16 TEL 03-3889-1706 FAX 03-3889-1709  
法人番号 2011805001774 e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

## 健康保険証が令和7年12月2日以降、使用できなくなります！

お手元の健康保険証の有効期限は、令和7年12月1日で満了となります。

### マイナ保険証か資格確認証で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証の利用登録については、受診する際に、マイナンバーカードを持参し、医療機関等の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない場合、その場で利用登録の案内がでてきます。

その際、顔認証を行うか、マイナンバーカード発行時に設定した暗証番号（4ケタ）の入力が必要になります。

なお、マイナ保険証に令和7年12月2日から完全移行するのに伴い、厚生労働省は医療関係団体に対して、令和8年3月末までは従来の保険証でも窓口で使えるとする特例措置を周知しましたので、ご安心ください。

※ 国民健康保険証、後期高齢者医療証については、既に有効期限が到来しており、原則としてすべての被保険者に資格確認証が送付されております。

マイナ保険証についての詳細は、マイナ保険証クイックガイドなどをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001586921.pdf>

## 年末調整について

今年も年末調整事務の時期が近づいて参りました。

令和7年度税制改正により、以下の3項目などが改正になっています。

- (1) 基礎控除や給与所得控除の見直し
- (2) 扶養親族等の所得要件の改正
- (3) 特定親族特別控除の創設

会社からの指示に従って、指定された期日までに正しく申告するようにしてください。

特に、19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者を除く）を有する場合には、所得により控除額が変わるので、申告の際、対象者の所得をできるだけ正確に把握する必要があります。

なお、詳細については、税務署や税理士にお尋ねになるか、国税庁のホームページなどでご確認ください。

## マイカー通勤非課税限度額の改正について～令和7年4月遡及

マイカー通勤者に対する通勤手当の非課税限度額が引き上げられます。

通勤距離が片道10km以上15km未満の場合、200円増の7,300円になります。

令和7年11月20日施行で、令和7年4月に遡及されることが発表されました。

詳細については、国税庁のホームページなどで確認してください。

## 最低賃金の発効日について

今年度の最低賃金は各都道府県で発効日がバラバラです。

11月中に発効となる地域が13府県あります。

埼玉県（最低賃金1,141円、発効日11月1日）ほか、該当する地域にある事業所については、十分ご注意ください。